

## 静岡県農林技術研究所における競争的資金等の管理・監査に関する要領

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要領は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(平成19年2月15日文科科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)に基づき、静岡県農林技術研究所(以下「研究所」という。)における競争的資金等の適正な管理を推進するために必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 配分機関 国及び国が所管する独立行政法人をいう。
- (2) 競争的資金等 配分機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (3) 個人向け資金 配分機関から直接又は他機関を経由して、研究所に属する職員個人が交付を受けた競争的資金等の直接経費をいう。
- (4) 受託研究費等 配分機関から直接又は他機関を経由して、研究所に属する職員個人が交付を受けた競争的資金等の間接経費及び研究所が交付を受けた競争的資金等をいう。
- (5) 研究代表者等 個人向け資金の交付を受ける研究代表者、研究分担者等としての職員をいう。
- (6) 関係職員 競争的資金等の運営・管理に直接関わる職員をいう。
- (7) 不正 故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。また、研究活動に関係する不正については、上記のほか、研究活動における不正行為(ねつ造、改ざん、盗用等)も挙げられる。
- (8) コンプライアンス教育 不正を事前に防止するために、機関が競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、自身を取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育をいう。
- (9) 啓発活動 不正を起こさせない組織風土を形成するために、機関が構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

#### (適用範囲)

第3条 競争的資金等の運営・管理については、法令その他別に定めがあるもののほか、この要領によるものとする。

#### (法令等の遵守)

第4条 関係職員は、交付等を受けた競争的資金等に係る研究の実施に当たっては、関係法令、配分機関が示した交付等の条件、県の規程等を遵守しなければならない

い。

2 関係職員は、最高管理責任者に様式第1号の誓約書を提出しなければならない。  
(運営・管理体制)

第5条 研究所の競争的資金等を適正に運営・管理するため、別表のとおり最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、内部監査部門、監事を置く。

2 最高管理責任者は、研究所全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負い、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。さらに、最高管理責任者は自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について、全体を統括する実質的な責任と権限を有するものとする。競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員を対象としたコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画を策定・実施する。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、競争的資金等の運営・管理について、実質的な責任と権限を有し、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。定期的に啓発活動を実施するとともに、構成員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

5 内部監査部門の監査責任者は、最高管理責任者の指示の下、個人向け資金の管理体制の不備について検証するとともに、個人向け資金の財務情報に対する監査を総括する。また、担当者は個人向け資金の財務情報に対する監査を実施する。

6 監事は不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べるとともに、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(研修教育)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

2 コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。

3 実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、

競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

- 5 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

(不正防止計画推進部署)

第7条 最高管理責任者は、競争的資金等の不正防止計画の推進に関する責任者(以下「防止計画推進者」という。)を企画調整部に置く。

- 2 防止計画推進者は、統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策(不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。)を策定・実施し、実施状況を確認する。
- 3 防止計画推進者は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。
- 4 防止計画推進者は、内部監査部門とも連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。
- 5 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び防止計画推進者は、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。
- 6 不正防止計画の策定に当たっては、4で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。

## 第2章 個人向け資金の管理・監査

(執行)

第8条 個人向け資金は、静岡県経済産業部における個人向け競争的資金の取扱指針(平成19年11月1日施行。以下「取扱指針」という。)の規定に基づき、計画的かつ適正に執行するものとする。

(発注業務)

第9条 最高管理責任者は、個人向け資金の執行において取引する業者が県の物品購入等競争入札参加資格者名簿等に登録されていない場合には、取引実績等を考慮した上で必要に応じて様式第2号の誓約書の提出を求めるものとする。

(検収業務)

第10条 個人向け資金に関する物品等契約に伴う納品の検収は、総務課の職員を検収者として研究代表者等の立会いのもと、当該収入物品及び納品書等の関係書類に基づいて行い、検収を行なった検収者及び立会いは、納品書等に検収年月日、検収者氏名、立会者氏名を署名または記名押印するものとする。

(業者等の処分)

第11条 最高管理責任者は、個人向け資金の執行に関して、業者又はその役員若しくは使用人が、物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準(平成18年3月30日集用第103号出納局長通知)第2条各号のいずれかに該当した場合に

は、研究所発注の業務において、当該各号に掲げる期間の範囲内において当該業者の入札参加を停止するものとする。

(出張)

第12条 個人向け資金における出張の処理等は、取扱指針に基づき行うものとする。

(謝金等)

第13条 個人向け資金の執行により謝金(報償費)を支出する必要がある研究協力者等の招へいは、次のとおり実施する。

- (1) 研究代表者等は、招へいする者を決定するに当たっては、当該研究協力者等の所属、氏名、依頼業務等を記載した書類を作成し、コンプライアンス推進責任者を経て、最高管理責任者の決裁を受けなければならない。
- (2) 研究代表者等は、当該研究協力者等を招へいした日から10日以内に実績報告書を提出し、コンプライアンス推進責任者を経て、最高管理責任者の決裁を受けなければならない。
- (3) 総務課は、実績報告書が決裁された時は、謝金の支出処理を行うものとする。

(執行状況の確認)

第14条 コンプライアンス推進責任者は、個人向け資金の予算執行状況を遅滞なく把握しなければならない。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、個人向け資金の予算執行が著しく遅れていると認めた場合は、統括管理責任者に報告するとともに、研究代表者等に対し、執行の遅れの理由を確認した上で、必要な改善を求めるものとする。

(相談窓口)

第15条 個人向け資金に係る事務処理手続き及び執行に関する相談窓口は、次の各号に設置する。

- (1) 総務課又は総務課分室
- (2) 企画調整部

(告発等窓口)

第16条 個人向け資金の不正行為に関する告発及び通報(以下「告発等」という。)の受付は、次の各号によるものとする。

- (1) 受付窓口 静岡県農林技術研究所企画調整部長
- (2) 場所及び連絡先 磐田市富丘678の1 電話番号0538-36-1553
- (3) 受付方法 書面、電話、FAX、メール又は面談

(告発等の取扱い)

第17条 企画調整部長は、前条の告発等を受け付けた場合、直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、告発等を受け付けた日から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を対象となる個人向け資金の配分機関に報告する。
- 3 報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も前項と同様の取扱いとする。

(調査)

第18条 最高管理責任者は、受け付けた告発等の内容について調査が必要と判断した場合は、研究所に属さない第三者を含む調査委員会を設置し、調査を命ずる。

2 前項に規定する第三者の調査委員は、研究所、告発等を行った者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 調査委員会は、不正の有無、不正の内容、関与した者、関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

(個人向け資金の一時執行停止)

第19条 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対して、調査対象の個人向け資金の一時執行停止を命ずることができる。

(認定)

第20条 調査委員会は、被告発者による不正行為の有無、不正の内容、関与した者、関与の程度、不正使用の相当額等について、最高管理責任者に報告する。

2 調査委員会は、告発者が悪意による告発等を行ったと認定した場合には、その根拠等について、最高管理責任者に報告する。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第21条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、当該配分機関に報告し、協議しなければならない。

2 最高管理責任者は、原則として告発等を受け付けた日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる研究所の他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書(期限までに調査が完了しない場合にあっては、調査の中間報告書)を当該配分機関に提出する。

3 最高管理責任者は、調査の過程で不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに当該配分機関に報告する。

4 最高管理責任者は、当該配分機関から求めがあった場合は、調査の進捗状況及び中間報告を行うとともに、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じる。

5 最高管理責任者は、告発を受け付けた場合は、配分機関に準じて研究調整課長に報告する。

(調査結果の公表)

第22条 最高管理責任者は、調査委員会から不正行為の認定の報告があった場合、次の事項を公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、一部事項を非公表とすることができる。

- (1) 不正に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正の内容
- (3) 研究所が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法及び手順
- (6) その他必要事項

2 最高管理責任者は、前項により公表した事項について、告発等を行った者（顕名による場合に限る。）に通知する。

（職員の懲戒処分）

第23条 第20条第1項により被告発者が不正行為を行った又は第2項により悪意による告発等を行ったと認定された者が県職員である場合、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づく懲戒処分等を行うものとする。

2 懲戒処分等は、経営管理部において行う。

（内部監査）

第24条 総務課内に最高管理責任者直轄の内部監査部門を設ける。

2 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的研究費等の管理体制の不備の検証も行う。

3 内部監査部門は、第2項に加え、防止計画推進部署との連携を強化し、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

4 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図る。

5 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

### 第3章 受託研究費等の管理・監査

（執行）

第25条 受託研究費等は、静岡県歳入歳出予算に計上した上で、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）、静岡県財産規則（昭和39年静岡県規則第14号）、静岡県職員の旅費に関する条例（昭和31年静岡県条例第48号）及びその他の県の規程に基づき、計画的かつ適正に執行するものとする。

（任用）

第26条 受託研究費等における受託研究費等における会計年度任用職員の任用は、会計年度任用職員任用等取扱要綱（令和2年4月1日施行）等に基づき行うこととする。

（監査委員による監査）

第27条 受託研究費等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、監査委員の監査を受検する。

（受託研究費等への準用）

第28条 第9条、第14条から第23条までの規定は、受託研究費の場合に、これを準用する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和2年5月20日から施行する。

附則

この改正は、令和3年7月30日から施行する。

別表

最高管理責任者	所長
統括管理責任者	本所・伊豆農業研究センターにあつては企画調整部長、センターにあつてはセンター長
コンプライアンス推進責任者	研究統括官、研究調整官、技監、伊豆農業研究センター長
内部監査部門責任者	本所・伊豆農業研究センターにあつては総務課長、センターにあつては分室長
内部監査部門担当者	本所・伊豆農業研究センターにあつては総務課及び企画調整部担当者、センターにあつては総務担当者
防止計画推進者	企画調整部専門官
監事	農業戦略課長

様式第1号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

静岡県農林技術研究所における競争的資金等の取扱いに関する誓約書

静岡県農林技術研究所長様

職・氏名（自署）

私は、静岡県農林技術研究所における競争的資金等の取扱いに関して、下記のとおり誓約します。

記

- 1 静岡県及び当研究所の規則等を遵守します。
- 2 競争的資金等の取扱い等に関して、不正行為を行いません。
- 3 規則等に違反して不正行為を行った場合は、静岡県及び競争的資金等を配分する機関の処分を受けるとともに、法的な責任を負います。

---

様式第2号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

静岡県農林技術研究所における競争的資金に係る取引等に関する誓約書

静岡県農林技術研究所長様

住所

名称

代表者

Ⓜ

当社（当法人）は、静岡県農林技術研究所（センター）（以下「研究所」という）との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 静岡県及び研究所の規則等を遵守します。
- 2 研究所から取引帳簿の閲覧・提出等の要請があったときは、これに協力します。
- 3 規則等に違反して不正行為を行った場合、いかなる処分を講じられても異議はありません。
- 4 研究所の職員から不正な行為の依頼等があった場合には、研究所に通報します。